

宇部市障害者福祉計画の策定について

障害者基本法・障害者自立支援法に基づき、市町村は障害者計画・障害福祉計画を策定することになっております。現在の「宇部市障害者福祉計画」は平成22年度末をもって、その計画期間が終了するため、これに代わる新たな計画を策定します。

1 計画の性格

本計画は、今後本市が進めていく障害者施策の基本方針や目標を定めるものであり、国の「障害者基本計画(平成14年度策定)」、県の「やまぐち障害者いきいきプラン(平成21年度策定)」との整合性を図りつつ策定するものです。

また、本計画は平成21年度に策定した「第4次宇部市総合計画」の下位計画として、保健、医療教育など、障害者に関するあらゆる分野を横断的にとらえ、併せて、今後市民との協働により取り組んでいく、障害者福祉に関する施策を総合的・体系的に示すものです。

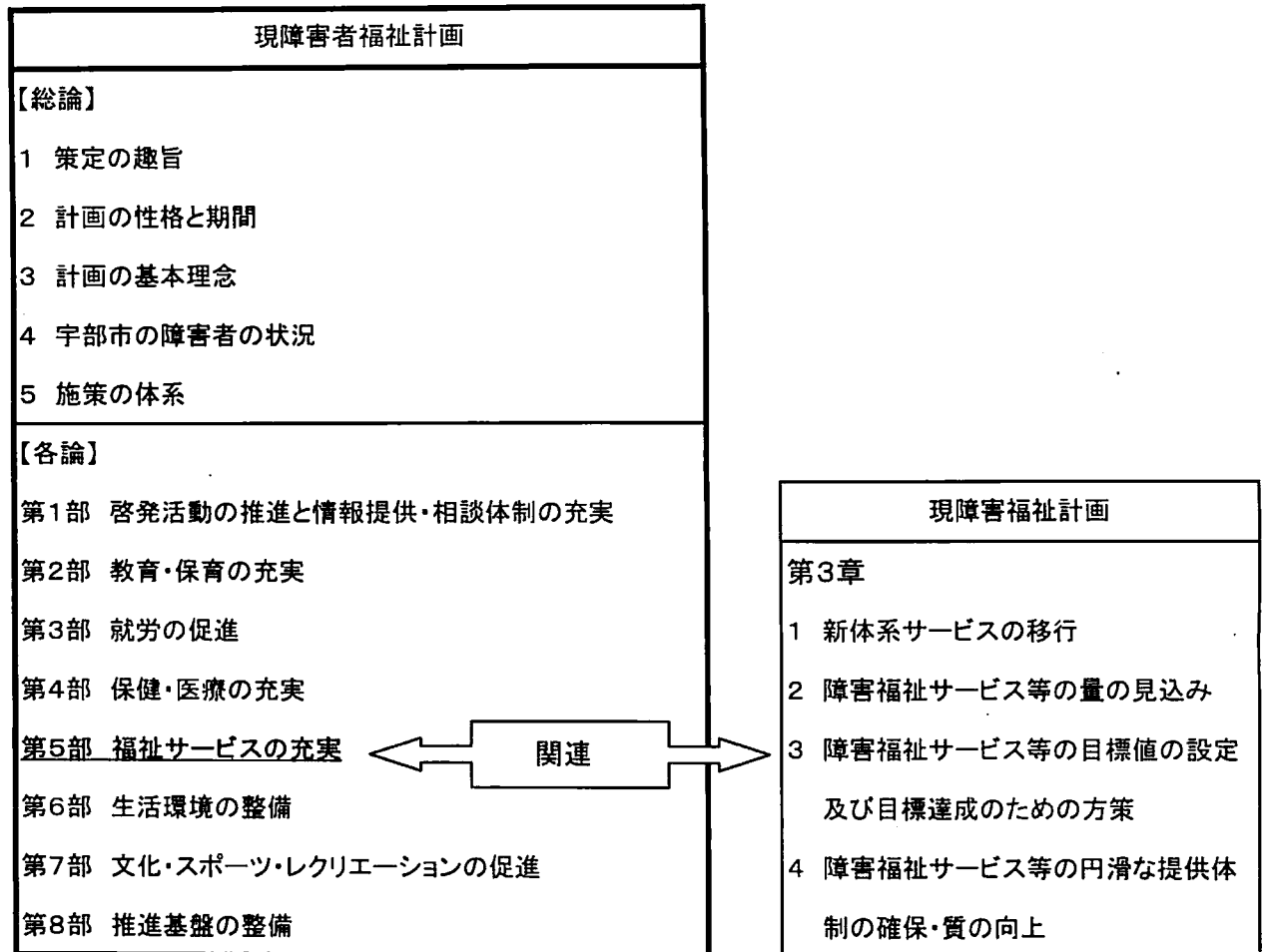
2 これまでの計画策定の経緯

年	国の動き	市の動き
H7	●障害者プランの策定(ノーマライゼーション7カ年戦略) (計画期間 H8 ~ H14 の7年間)	
H9		●障害者福祉計画(第1期)の策定 (計画期間 H9 ~ H14 の6年間)
H14	●障害者基本計画の策定 (計画期間 H15 ~ H24 の10年間)	
H15		●障害者福祉計画(第2期)の策定 (計画期間 H15 ~ H22 の8年間)
H16	・障害者基本法の改正 (市町村障害者福祉計画の策定義務化)	
H18	・障害者自立支援法の施行 (障害福祉計画の策定義務化)	
H19		●障害者福祉計画(第2期)の中間見直し (計画期間 H19 ~ H22 の3年間) ○第1期障害福祉計画の策定 (計画期間 H18 ~ H20 の3年間)
H21		○第2期障害福祉計画の策定 (計画期間 H21 ~ H23 の3年間)

3 障害者福祉計画と障害福祉計画の関係

障害者福祉計画は、国の「障害者基本計画」との整合を図るため、以下の内容から構成します。

障害福祉計画は、障害福祉サービスごとの目標値やその目標達成の方策など、具体的な事項を定めたものであり、本計画中の「福祉サービスの充実」と関連するものです。

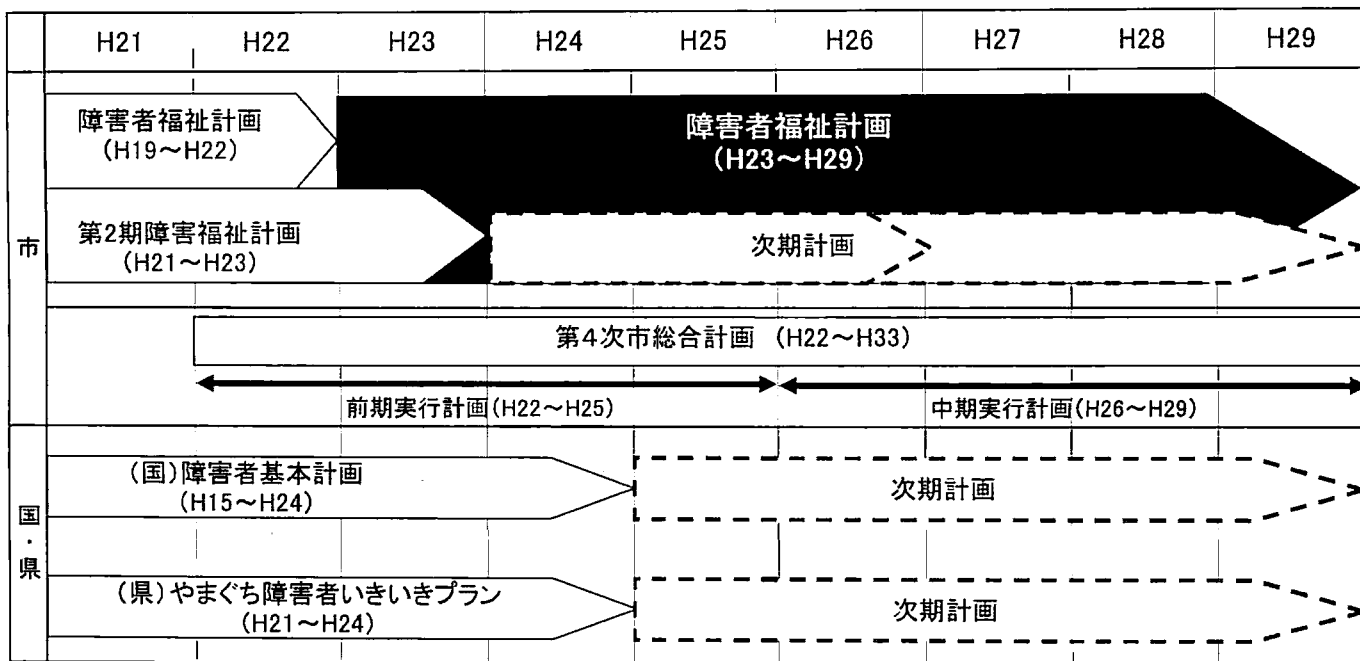


	障害者福祉計画	障害福祉計画
	障害者基本法第9条第3項	障害者自立支援法第88条
根拠法令	<p>市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、<u>当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。</u></p>	<p>市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p>
位置づけ	<p>障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画</p>	<p>障害福祉サービス等の確保に関する計画</p>

4 計画期間

次期計画の計画期間は、平成23年度から平成29年度までの7年間とします。

ただし、現在国においては、障害者施策の基本理念を定めた障害者基本法の改正や障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法(仮称)」の制定など、障害者施策の抜本的な改正が検討されていることから、これらの動向を注視するとともに、第4次宇部市総合計画(中期実行計画)との整合性も考慮しながら、必要に応じ、計画の見直しを行うこととします。



5 計画の策定体制

本計画の策定に際しては、意識調査(アンケート調査)やパブリックコメントの実施など、市民意向の把握に努めるとともに、本協議会において計画(案)等の検討を行いながら、計画策定を進めていきます。

